平成２９年（フ）第６７号
富山県滑川市下島163番地１　プルミエール203
債務者　澤崎　園子
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５９号
富山県氷見市余川255の１番地
債務者　細口　政義
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第４１号
長野県上田市常田２丁目28番10号
債務者　徳嶽　淳一
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第１６０号
岐阜県本巣郡北方町高屋白木３丁目111番地コーポラス井上Ｂ　205号
債務者　大澤　克司
1　決定年月日時　平成29年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第９８号
静岡県富士宮市大岩687番地の１
債務者　渡井　和子
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第５８１号
名古屋市天白区焼山１丁目417番地　山富第３マンション106号
債務者　永田千恵子
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７６８号
名古屋市中川区戸田３丁目1704番地
債務者　岡本　順子
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４４６号
神戸市北区花山東町２番23―101号
債務者　飯田　一昭
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４４９号
神戸市須磨区菅の台５丁目５番地　１号棟504号
債務者　次楯　正行
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４５６号
神戸市北区鈴蘭台西町１丁目19番９―101号
債務者　美容室ＺＥＲＯこと　山田　信彦
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４５７号
神戸市北区鈴蘭台西町１丁目19番９―101号
債務者　山田　仁子
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３１１号
兵庫県西宮市大社町８番５―108号
債務者　濵松喜美代
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３１２号
兵庫県西宮市大社町８番５―108号
債務者　濵松　光生
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３１４号
兵庫県尼崎市南武庫之荘１丁目13番７―406号　水川方、前住所兵庫県西宮市南越木岩町12番16―301号
債務者　増田　博子（旧姓梶本）
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３１５号
兵庫県尼崎市上ノ島町２丁目７番１号
債務者　弓立　　昭
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３４９号
兵庫県尼崎市水堂町１丁目25番20―107号、前住所兵庫県尼崎市南武庫之荘７丁目５番１―111号
債務者　川村恵里香
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５３号
鳥取県米子市淀江町佐陀350番地21
債務者　中村　襄介
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第４０３号
広島市南区小磯町２番60号
債務者　毛利　義明
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
広島地方裁判所民事第４部